

# 申請概要について



国土交通省指定 働きやすい職場認証制度認証実施団体  
一般財団法人 日本海事協会 交通物流部 **ClassNK**

# 働きやすい職場認証制度とは

# 働きやすい職場認証制度とは

(申請案内書P.1)

- 「働きやすい職場認証制度」は、自動車運送事業者（トラック・バス・タクシー事業）の運転者の労働条件や労働環境を第三者機関が評価・認証する制度です。
- 国の「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画（平成30年5月30日決定）」を受けて、自動車運送事業の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として創設されました。

認証は一つ星から三つ星まで3段階



# 各認証段階の基本的な考え方

(申請案内書P.1~2)

	一つ星	二つ星	三つ星
	<u>全事業者</u> に取得していただきたい認証段階	「一つ星」を取得した事業者を目指していただきたい認証段階	「二つ星」を取得し、更に高みを目指す事業者を目指していただきたい認証段階
取得事業者	法令を順守し、労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを一定程度実施していると認められた事業者。	法令順守のみならず、法令を上回る労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを相当程度実施していると認められた事業者。	法令順守のみならず、法令を上回る労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを十分に実施していると認められた事業者。
評価対象分野	以下の <u>5分野</u> を評価対象とする。 A:法令順守等 B:労働時間・休日 C:心身の健康 D:安心・安定 E:多様な人材の確保・育成	左記の5分野に、 <u>「F:自主性・先進性等」を加えた6分野</u> を評価対象とする。	左記6分野について従来の参考項目を加えて項目数を増加します。 加えて、働きやすい職場実現のための方針、課題、目標、改善に向けた行動計画、体制整備などを記述いただき、 <u>改善に向けたPDCA</u> が適切に回っていることを評価。
合格基準点	必須項目を全て満たすことに加え、選択必須項目の達成割合は <u>概ね3割程度</u> 。	必須項目を全て満たすことに加え、選択必須項目の達成割合は <u>概ね6割程度</u> 。	必須項目を全て満たすことに加え、選択必須項目の達成割合は <u>概ね7割程度</u> 。
巡回チェック/対面審査	<u>認証後</u> に、認証事業者から <u>抽出して実施</u> (巡回チェック)。	左記と同様、 <u>「一つ星」よりも高い抽出率で実施</u> (巡回チェック)。	<u>認証前に、申請した全事業者に実施</u> (対面審査)。

# 2023年度スケジュール

# 2023年度スケジュール

(申請案内書P.3)

- 新規一つ星、一つ星継続、新規二つ星  
申請受付期間  
**2023年7月18日(火)～2023年9月15日(金)**
- 審査結果通知  
**2023年12月下旬以降**
- 認証事業者公表  
**2024年2月以降に順次**
- 登録証書の有効期間  
**登録証書発行日～2026年3月31日**

## 申請から認証取得までの流れ

認証申請

申請受付／審査料請求

審査料振り込み **請求後2週間**

書面審査（追加書類の提出要求）

追加書類の提出

審査結果通知／登録料の請求

登録料振り込み **請求後2週間**

登録証書発行・認証事業者公表

# 対象事業者

# 対象事業者

(申請案内書P.3~4)

業種		運送業許可	対象
トラック	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	○
		一般貨物自動車運送事業 (特別積合せ)	○
		特定貨物自動車運送事業	○
		貨物軽自動車運送事業	×
	貨物利用運送事業	第一種貨物利用運送事業	×
		第二種貨物利用運送事業 (貨物自動車を保有している実運送事業者に限る)	○
バス	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	○
		一般貸切旅客自動車運送事業	○
		特定旅客自動車運送事業	○
タクシー	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業 (法人)	○
		一般乗用旅客自動車運送事業 (福祉限定)	×
		一般乗用旅客自動車運送事業 (個人)	×



# 対象営業所・認証単位

# 対象営業所・認証証単位

(申請案内書P.4～5)

## 対象営業所

**本社及び運送事業許認可の対象となっている全ての営業所。**

運転者在籍の有無に関わらず、本社は申請対象。但し、登記上のみで実体のない本社は対象外。

また、運送事業許認可対象外の営業所等は申請対象外。

## 認証証単位

**事業者（法人）又は都道府県単位。**

原則、事業者（法人）単位。但し、複数の都道府県に事業所を有する事業者は、申請負担軽減のため、事業者の選択により、都道府県単位※（一つ又は複数の都道府県を選択）でも申請可能。

一つの事業者で複数事業を申請する際は、事業毎に申請。

※例 「全営業所のうち、〇〇県内の全ての事業所」または「全営業所のうち、東京都と埼玉県内の全ての営業所」

# 申請の基本要件

# 申請の基本要件

(申請案内書P.7)

認証を申し込む前提として、申請者は以下の要件を満たしていることが必要です。

1	運送事業の事業許可日を起点とし、 <b>事業許可取得後3年以上経過していること。</b> ただし、事業許可取得後3年以上経過していない事業者であっても、企業グループの再編等により事業許可取得後3年以上経過している事業者の就業規則等を承継して運送事業を行っている場合等特別な事由がある場合は、この限りではない。
2	<b>労働基準関係法令違反</b> に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていないこと。
3	<b>労働基準関係法令の違反</b> で送検されていないこと。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっていること。
4	使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会又は中央労働委員会から <b>救済命令等を受けていないこと。</b> または、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、 <b>救済命令等の取消しが確定していること。</b>
5	道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく <b>行政処分の違反点数が20点を超えていないこと。</b>
6	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間（バス）又は休日労働の限度違反に対する <b>行政処分による累積違反点数が5点を超えていないこと。</b>
7	認証申請の対象営業所について、 <b>健康診断受診義務違反に対する行政処分</b> による違反点数を受けていないこと。
8	認証申請の対象営業所について、 <b>社会保険等加入義務違反に対する行政処分</b> による違反点数を受けていないこと。
9	認証申請の対象営業所について、 <b>最低賃金法違反に対する行政処分</b> による違反点数を受けていないこと。

# 認證項目・認證基準

# 認証項目

(申請案内書P.8)

	対策分野	「一つ星」認証項目	「二つ星」認証項目
A	法令遵守等	9項目	(同左)
B	労働時間・休日	3項目	(同左)
C	心身の健康	4項目	(同左)
D	安心・安定	トラック 8項目 バス 8項目 タクシー 10項目	(同左)
E	多様な人材の確保・育成	1項目	(同左)
F	自主性・先進性等	なし	1項目

# 認証基準

(申請案内書P.11)

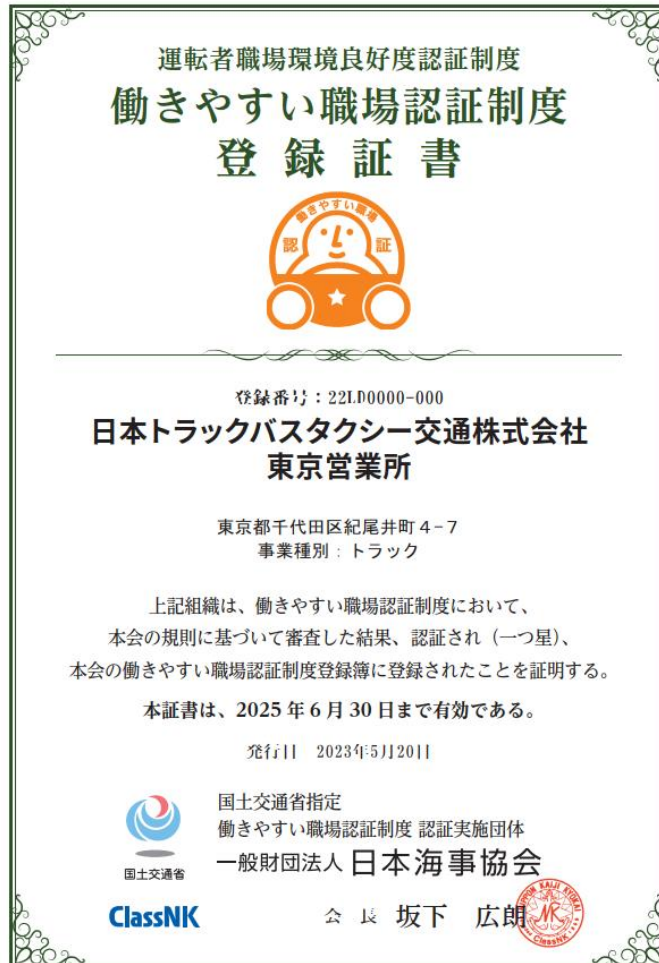
対策分野	通し 番号	配点	一つ星 基準点数	二つ星 基準点数
A：法令遵守等	1～9	適合必須		
B：労働時間・休日	11	26点	6点以上	14点以上
C：心身の健康	16	12点	6点以上	8点以上
D：安心・安定	19	12点	4点以上	8点以上
E：多様な人材の確保・育成	27	16点	6点以上	10点以上
F：自主性・先進性等	28	トラック：10点 貸切バス：8点 乗合バス：6点 タクシー：6点	—	トラック：6点以上 貸切バス：5点 乗合バス：4点以上 タクシー：4点以上

# 登録証書発行・認証事業者公表



# 登録証書発行・認証事業者公表

(申請案内書P.13)



自動車運送事業者の「働きやすい職場認証制度」

[「働きやすい職場認証制度」について](#) [インフォメーション](#) [特設サイト](#)

運転者職場環境良好度認証制度 認証事業者

[HOME](#) / [運転者職場環境良好度認証制度 認証事業者](#)

認証事業者の検索サイト

事業種別等の条件で認証事業者の情報が検索可能です。

認証事業者の一覧

都道府県順の認証事業者・営業所情報の一覧（EXCEL）が開きます。

検索

「働きやすい職場認証制度」について

制度の目的

認証事業者一覧

今後の予定

# 費用

# 費用一審査料と登録料

(申請案内書P.14)

(税抜き価格)

	一つ星新規		一つ星継続申請		二つ星申請	
	紙申請 一部電子申請 ②	電子申請①	紙申請 一部電子申請 ②	電子申請①	紙申請 一部電子申請 ②	電子申請①
審査料	50,000円	<b>30,000円</b>	50,000円	<b>15,000円</b>	50,000円	<b>30,000円</b>
	複数営業所を申請する場合 + 3,000円 × 営業所数 (本社除く)					
登録料	60,000円(有効期限に重複期間が1年以上生じる場合、30,000円を差し引く。)					
	複数営業所を申請する場合 + 5,000円 × 営業所数 (本社除く)					

# 提出書類の注意事項

# 提出書類の注意事項

(申請案内書P.8～10)

本会審査員が申請者の提出書類をもって審査を実施します。

1	審査申込書
2	本社・営業所一覧
3	自認書
4	<b>以下の書類の写し（認証項目で規定されている「提出書類6種類」）</b> a. 就業規則（10人未満の事業所は労働基準監督署の受付印不要） b. 36協定 c. 労働条件通知書 d. 安全衛生委員会等関連書類 e. 労働安全衛生規則第52条関係で規定する定期健康診断結果報告書（様式第6号）（50人以上の事業所のみ対象） f. 事業改善報告書等（行政処分の違反点数を受けている事業者のみ対象）

その他書類は、「保管書類」として事業者が登録証書の有効期間内において保管。

登録証書発行後に、対面による巡回チェックにおいて確認。（巡回チェックの対象事業者は、無作為抽出等によって決定。）

# 提出書類の注意事項－早見表

(申請案内書P.8)

労働者数	就業規則	36協定	労働条件 通知書	安全衛生委員会等		健診結果 報告書 様式第6号	改善 報告書
				構成員一覧	議事録		
10人未満	○	○	○	×	○	×	○
10人以上 50人未満	○	○	○	×	○	×	○
50人未満	○	○	○	○	○	○	○

# 提出書類の注意事項－就業規則

- ① 運転者を対象とした就業規則の写し
- ② 申請する全ての営業所毎に提出
- ③ 表紙に労働基準監督署の受付印があること
- ④ 変更届のみの提出不可
- ⑤ 年5日の有給休暇取得義務化が反映されていること
- ⑥ 賃金規定や退職金規程などの付属規程、運転者以外の規定は提出不要



# 提出書類の注意事項 - 36協定

- ① 運転者が適用される36協定であること
- ② 申請する全ての営業所ごとに提出
- ③ 様式第9号関連および協定書を提出
- ④ 申請日または基準日に有効な協定であること
- ⑤ 労働基準監督署の受付印があること

時間外労働に関する協定届  
休日労働

様式第9号の4 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)			
時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数		期間	
				1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
① 下記②に該当しない労働者							
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者							
休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻		期間	

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名  
協定の当事者(労働者の過半数を代表する場合)の選出方法( )

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者であること。  (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等を投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  (チェックボックスに要チェック)

年 月 日  
使用者 職名 氏名

労働基準監督署長殿





# 提出書類の注意事項 - 労働条件通知書

① 運転者を対象とした労働条件通知書

② 申請する全ての営業所毎に提出

③ 事業所名および労働者名の記載

④ 以下の明示項目の記載が必要

契約期間、就業場所、仕事内容、始終業時間、休日、  
休暇、残業有無、賃金（×日、支払日含）、退職に関する事項

⑤ 新規採用が無い場合はひな形を提出

労働条件通知書

	年 月 日												
事業場名称・所在地 使用者 職氏名													
期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 [ <table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">・契約期間満了時の業務量</td> <td style="padding-right: 10px;">・勤務成績、態度</td> <td style="padding-right: 10px;">・能力</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・会社の経営状況</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・従事している業務の進捗状況</td> </tr> <tr> <td colspan="3">・その他（ ）</td> </tr> </table> ]		・契約期間満了時の業務量	・勤務成績、態度	・能力	・会社の経営状況			・従事している業務の進捗状況			・その他（ ）		
・契約期間満了時の業務量	・勤務成績、態度	・能力											
・会社の経営状況													
・従事している業務の進捗状況													
・その他（ ）													
【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ（高度専門）・Ⅱ（定年後の高齢者） Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 年 月 日（上限10年）） Ⅱ 定年後引き続き雇用されている期間													
【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（ 開始日： 完了日： ）													
1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等：（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 [ <table style="display: inline-table; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">始業（ 時 分）</td> <td style="padding-right: 10px;">終業（ 時 分）</td> <td style="padding-right: 10px;">（適用日）</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">始業（ 時 分）</td> <td style="padding-right: 10px;">終業（ 時 分）</td> <td style="padding-right: 10px;">（適用日）</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">始業（ 時 分）</td> <td style="padding-right: 10px;">終業（ 時 分）</td> <td style="padding-right: 10px;">（適用日）</td> </tr> </table> ] (3) フレックスタイム制：始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、フレックスタイム（始業） 時 分から 時 分、 （終業） 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分） (4) 事業場外みなし労働時間制：始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (5) 裁量労働制：始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条		始業（ 時 分）	終業（ 時 分）	（適用日）	始業（ 時 分）	終業（ 時 分）	（適用日）	始業（ 時 分）	終業（ 時 分）	（適用日）			
始業（ 時 分）	終業（ 時 分）	（適用日）											
始業（ 時 分）	終業（ 時 分）	（適用日）											
始業（ 時 分）	終業（ 時 分）	（適用日）											
2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無（有、無） ・定休日：毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定休日：週・月当たり 日、その他（ ） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条													
1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） → か月経過で 日 時間単位年休（有・無） 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条													

明示必須

# 提出書類の注意事項－安全衛生委員会等関連書類

① 申請する全ての営業所毎に提出

② 乗務員教育、研修や指導記録は該当しない

③ 開催頻度

【50人以上の営業所】 法定の委員会を月1回以上

【50人未満の営業所】 従業員の意見を聴く機会を月1回程度推奨

④ 提出書類

1) 直近1回分の議事録

開催日時、出席者名、合同開催の場合は所属営業所を記載

2) 構成員一覧 ※50人以上の営業所のみ

# 提出書類の注意事項 - 健診結果報告書様式第6号

- ① 申請する全ての営業所毎に提出
- ② 様式第6号の写しであること
- ③ 直近1回分の結果報告書であること
- ④ 労働基準監督署の印があること
- ⑤ 個人の健康診断結果提出不可

様式第6号(第52条関係)(表面) **定期健康診断結果報告書**

803111 労働保険番号

対象年 7:平成 9:令和 (月～月分)(報告回数) 健診年月日 7:平成 9:令和

事業の種類 事業場の名称

事業場の所在地 郵便番号( ) 電話( )

健康診断実施機関の名称 在籍労働者数

健康診断実施機関の所在地 受診労働者数

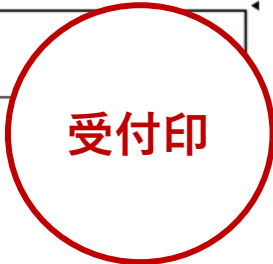
計

健康診断項目	聴力検査(オーゾオメーターによる検査)(3000Hz)	聴力検査(オーゾオメーターによる検査)(4000Hz)	聴力検査(その他の方法による検査)	胸部エックス線検査	咳痰検査	血圧	貧血検査	肝機能検査	血中脂質検査	血糖検査	尿検査(糖)	尿検査(蛋白)	心電図検査	

所見のあつた者の人数 医師の指示人数

産業医 氏名 所屬機関の名称及び所在地

年 月 日 事業者職氏名 労働基準監督署長殿



# 提出書類の注意事項－事業改善報告書等

- ① 過去1年間の行政処分全てが対象
- ② 事業改善報告書や改善計画書等を提出
- ③ 停止車両日数や違反点数の内訳が確認できる書類を提出
- ④ 労働基準文書警告の場合は提出不要

(平成〇〇年〇〇月〇〇日に行った監査時における〇〇営業所に係る違反)

番号	違反事実 (適用条項)	基準日車数	適用
1	運転者の過労防止に関する措置が次の事項について不適切であったこと。 ・所定の労働時間を超えて乗務していた者があったこと。【未遵守計35件】 40日 (貨物自動車運送事業法第4項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第4項)	120日車	未遵守計31件以上 (再違反適用)
2	乗務等の記録について、次の事項が不適切であったこと。 【〇〇件中〇〇件 未遵守率55.5%】 ①休憩又は睡眠をした地点及び日時 ②車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の事業用自動車の貨物の積載状況 10日車－◎30日車 (貨物自動車運送事業法第17条第3項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)	30日車	記載不備率50%以上 (再違反適用)

日車数内訳

処分日車数 150日車

備考  
① 「処分日車数」については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号)2に定めるところにより算出したものである。

# 代表的な申請パターン

# 代表的な申請パターン例 ①

(申請案内書P.5)

- 東京都内、埼玉県内すべての営業所 : 新規二つ星を申請
- 千葉県内、神奈川県内すべての営業所 : 新規一つ星を申請

都道府県	取得している 認証段階	申請する認証段階		
	一つ星	一つ星新規	一つ星継続	二つ星新規
東京	○	—	—	申請 1
埼玉	○	—	—	
千葉	未取得	(「一つ星」継続 として申請)	申請 2 ★継続の扱い	—
神奈川	未取得	(「一つ星」継続 として申請)		—

# 代表的な申請パターン例 ②

(申請案内書P.6)

- 東京都内すべての営業所 : 新規二つ星を申請
- 埼玉県内すべての営業所 : 一つ星継続を申請
- 千葉県内、神奈川県内すべての営業所 : 新規一つ星を申請

都道府県	取得している 認証段階	申請する認証段階		
	一つ星	一つ星新規	一つ星継続	二つ星新規
東京	○	—	—	申請 1
埼玉	○	—	申請 2	—
千葉	未取得	(「一つ星」継続 として申請)	申請 2	—
神奈川	未取得	(「一つ星」継続 として申請)	★継続の扱い	—

# 代表的な申請パターン例 ③

(申請案内書P.6)

- 東京都内、埼玉県内すべての営業所 : 一つ星継続を申請
- 千葉県内、神奈川県内すべての営業所 : 新規一つ星を申請

都道府県	取得している 認証段階	申請する認証段階		
	一つ星	一つ星新規	一つ星継続	二つ星新規
東京	○	—	申請 1	—
埼玉	○	—		—
千葉	未取得	—	申請 1 ★継続の扱い	—
神奈川	未取得	—		—



# 代表的な申請パターン例 ④

(申請案内書P.6)

- 東京都内、埼玉県内すべての営業所 : 新規二つ星を申請
- 千葉県内、神奈川県内すべての営業所 : 一つ星継続を申請

都道府県	取得している 認証段階	申請する認証段階		
	一つ星	一つ星新規	一つ星継続	二つ星新規
東京	○	—	—	申請 1
埼玉	○	—	—	
千葉	○		申請 2	—
神奈川	○			—

# 注意事項 – ログインページ

# 注意事項 - ログインページ

**ClassNK** 運転者職場環境良好度認証制度支援システム


ログイン

 パスワード



上に表示された文字を入力してください。

 ログイン

 ID・パスワードを  
忘れてしまった方

※ 前回郵送申請された事業者様で今回電子申請に変更される場合は、別途メールアドレスの設定が必要となりますため、[untensha@classnk.or.jp](mailto:untensha@classnk.or.jp)あてにご希望されるメインメールアドレスをご連絡ください。

# 注意事項 - 申し込みページ

## 未読の連絡

(既読済のメッセージは申し込み済申請の「連絡およびダウンロード」ボタンからご確認ください。)

### 新規の申込み

新規で申込みれる場合は、こちらからお申込みください。

### 営業所の移転・追加に伴う 申込書のダウンロード

合格済申請に対する営業所の移転・追加等がある場合は、こちらから申込書をダウンロードください。

必要事項を記載の上、変更を行う申請の「連絡およびダウンロード」ボタンから「メッセージ機能」にてお知らせください。

#### ご注意：

- 申込み済の申請内容の修正・訂正や追加書類提出につきましては、事業者は操作いただけませんので、申込み済申請の「連絡およびダウンロード」のメッセージ機能をご利用のうえ、弊会までご連絡ください。
- 事業者情報の修正につきましては、画面左のアイコン（横三本線）から「事業者情報編集」へお進みください。

## 申込み済申請一覧 (1件)

## 一時保存申請一覧 (0件)

検索したいキーワードを入力してください



過去の申請も表示する

2021年度申請 ★一つ星 (新規)

合格

申込み日 2021/09/08 認証単位 事業者全体 申込み番号 SR-001  
有効期限 2024/03/31 事業種別 バス（貸切バス、乗合バス） 担当者氏名

お申込み内容の確認

二つ星の申込み

連絡およびダウンロード

継続の申込み

### お申込み進捗状況

・ 申請受付  
・ 審査料の請求

・ 審査料入金待ち

・ 審査中

・ 審査結果通知 (合格)  
・ 登録料の請求

・ 登録料入金待ち

・ 登録証書準備中  
\*3月以降順次発送

・ 終了

# 注意事項 - 認証単位選択ページ

## 申込み情報

二つ星の申込みまたは、継続の申請の認証単位と対象都道府県を選択してください。

### 認証単位

事業者全体  一部都道府県

### 対象都道府県

選択	都道府県	認証段階	有効期限	
<input checked="" type="checkbox"/>	東京都	一つ星	2023/06/30	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	山梨県	一つ星	2023/06/30	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	埼玉県	一つ星	2023/06/30	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	千葉県	一つ星	2023/06/30	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	愛知県	一つ星	2023/06/30	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	三重県	一つ星	2023/06/30	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	愛媛県	一つ星	2023/06/30	削除
<input checked="" type="checkbox"/>	高知県	一つ星	2023/06/30	削除